

資料提供	
令和6年2月14日	
担当課 (担当者)	鳥取県感染症対策センター(感染症対策課) (老岐、吉村)
電話	0857-26-7153

県内におけるインフルエンザ注意報の発令

鳥取県の令和6年第6週(令和6年2月5日～令和6年2月11日)のインフルエンザの定点当たりの患者数が、下記のとおり県東部及び中部地区で注意報開始基準値である1定点当たり10人を超えたことから、本日、県内全域にインフルエンザ注意報を発令しました。

今後も患者数が増えることが予想されますので、県民の皆様におかれましては、手洗い、換気等の感染予防・感染拡大防止に御協力をお願いします。

なお、今シーズン(令和5-6年)2回目の注意報発令となります。

記

1 発令地区

鳥取県全域

2 定点当たりの患者数(令和6年第6週(2月5日～2月11日))

区分	全県	東部地区	中部地区	西部地区
定点当たりの患者数	11.83人	<b>14.33人</b>	<b>13.50人</b>	8.18人
患者数	343人	<b>172人</b>	<b>81人</b>	90人

3 感染予防についてお願い

- ・場面に応じたマスクの着用や換気、手洗い、手指消毒などの感染対策が効果的です。
- ・インフルエンザ様症状がある場合は早目に医療機関を受診し、医師の指示に従い治療しましょう。

<参考>

(1) 注意報・警報について

以下の基準に基づき、鳥取県全域に注意報・警報を発令・解除する。なお、基準値は、国に同じ。

	基準値	要件
注意報	定点当たりの患者数 10人	注意報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
警報	定点当たりの患者数 30人	警報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
解除	定点当たりの患者数 10人	警報終息基準値を超える保健所の人口の総計が県全体の人口の30%未満となった場合

《今回の例》

- ・東部、中部地区で注意報発令の基準値10人を超えて注意報開始基準を満たす⇒**注意報を発令する。**
- ・鳥取県の推計人口(鳥取県人口移動調査:令和6年1月1日現在)

地区	人口	人口割合
東部地区	217,461人	40.6%
中部地区	94,814人	17.7%
西部地区	223,791人	41.7%
合計	536,066人	100%

(2) 過去のシーズンの流行開始日、注意報及び警報発令日は以下のとおりです。

シーズン	流行開始日	注意報発令日	警報発令日
令和5-6年	※令和4-5年シーズンから定点当たり1(流行開始目安)を超えたまま移行	令和6年2月14日(2回目)	—
		令和5年10月18日(1回目)	令和5年11月1日 (令和6年1月24日解除)
令和4-5年	令和5年1月11日	令和5年3月15日	発令なし
令和3-4年	流行なし	発令なし	発令なし

(3) 県内の小児科・内科定点医療機関:29の医療機関(東部12、中部6、西部11)

(4) 定点当たり患者数とは、1週間にインフルエンザで定点医療機関を受診した1定点当たりの患者数。(例えば、県全体で29名の患者数報告があった場合、定点当たり患者数が1人となる)

インフルエンザの流行状況

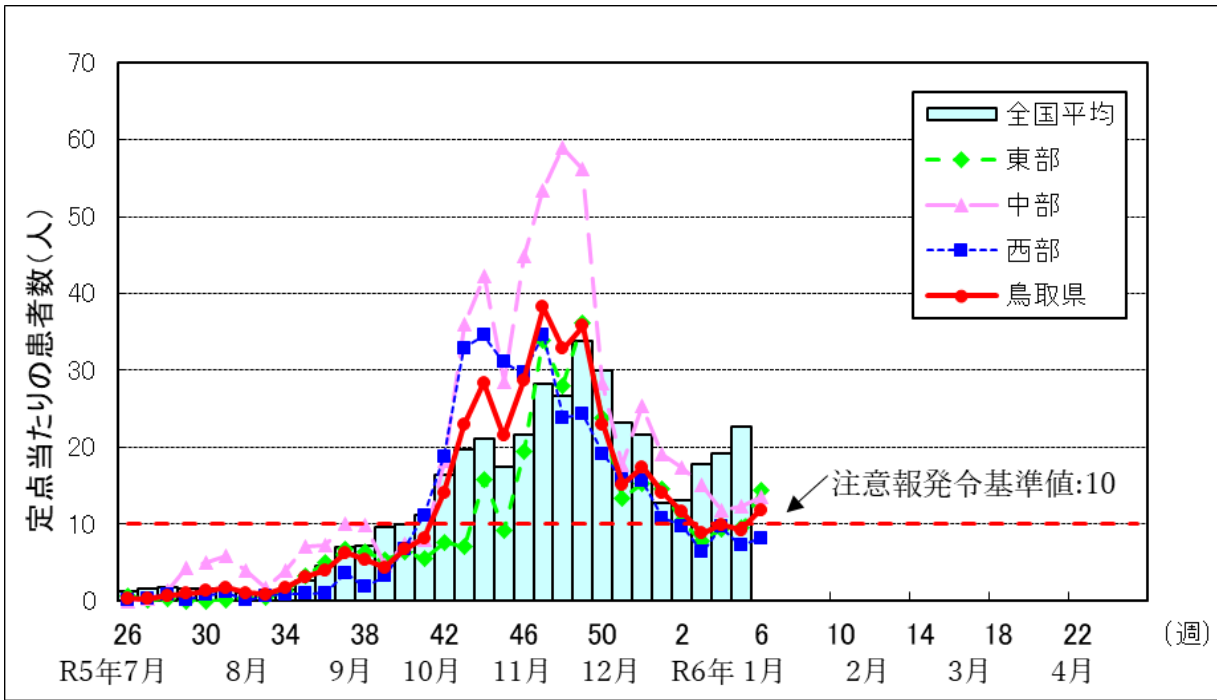
1 鳥取県と全国のインフルエンザ患者発生状況(定点あたりの患者数、単位:人)

	11月		12月			1月				2月	
週	48	49	50	51	52	1	2	3	4	5	6
鳥取県	32.79	35.76	22.97	15.10	17.41	14.07	11.55	8.76	9.93	9.21	11.83
全国	26.72	33.72	29.94	23.13	21.65	12.66	12.99	17.72	19.20	22.62	集計中

○鳥取県のインフルエンザ定点医療機関は29、全国の定点医療機関は約5,000あります。

2 発生状況グラフ

(1) 今シーズンの発生状況



(2) 県内年次別発生状況

